

夢ネット支店取引規定

お客様が京都信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）夢ネット支店（以下、「当支店」といいます。）と取引を行う場合は、本取引規定および別途当金庫が定める各取引規定ならびに当金庫所定の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」に同意したものととして取扱います。

なお、本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

第 1 条 口座開設方法

1. 当支店と取引を行うことができるお客様は、日本国内に居住する満 16 歳以上の個人の方に限ります。
2. 取引の開始にあたっては、夢ネット支店専用普通預金（以下「普通預金」といいます。）と宝くじ夢定期預金（以下「定期預金」といいます。）の口座を開設し、夢ネット支店専用普通預金キャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）を発行します。なお、定期預金の新規お預け入れは、2016年4月28日をもって終了しており、且つ、2021年11月1日以降満期日を迎えた定期預金は、変動金利定期預金（期間3年）にて自動継続します。
3. 当支店での普通預金口座の開設はお客様 1 人につき 1 口座とします。
4. キャッシュカードは当金庫所定の方法でお客様の届出住所に送付することにより本人確認を行います。キャッシュカードが不着等により当金庫に返送された場合またはお客様と連絡がとれない場合は、口座開設の取消しを行います。また、届出内容に疑義があると当金庫が判断した場合は口座開設を行わないことがあります。

第 2 条 取引店舗の変更

1. 当支店で開設した普通預金口座および定期預金口座は当支店以外の当金庫本支店に取引店舗を変更することはできません。
2. 当支店以外の当金庫本支店から、当支店に取引店舗を変更することはできません。

第 3 条 印鑑の届出

1. 当支店との取引を開始するにあたり、取引に使用する印章による印鑑をお届けください。印鑑はお一人につき一つのみお届けいただき、当支店との取引における共通の印鑑とします。
2. 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 4 条 当支店との取引方法

1. ATMによる普通預金の入出金取引、普通預金からの振込取引
お客様は、当金庫もしくは当金庫と提携している金融機関のATMを利用して、キャッシュカードによる普通預金への現金入金、普通預金からの現金出金、ならびに普通預金からの振込みをすることができます。
2. 当金庫の窓口での普通預金への入金取引
お客様が当金庫の窓口営業時間内に当支店以外の当金庫の本支店に来店し、キャッシュカードを提示し、当金庫所定の用紙に所定事項を記入することにより、窓口で普通預金口座に入金することができます。
3. 郵送受付による取引
所定の帳票を郵送で受付することにより以下の取引を行うことができます。

(1) 定期預金を解約し、お客様ご指定の預金口座に解約元利金を振込む取引。

(2) 普通預金を解約し、お客様ご指定の預金口座に解約元利金を振込む取引。

4. 各店舗窓口による取引

(1) 定期預金、普通預金を解約し、お客様のご指定の預金口座に解約元利金を振り込む取引。

(2) 定期預金、普通預金を解約し、各店舗扱いの商品に振り替える取引。

(3) 普通預金残高が1万円以下の現金出金取引。

第5条 取扱日・取扱時間

夢ネット支店の取扱日・取扱時間は、当金庫所定の日・時間内とします。

第6条 受付けた取引依頼内容について処理不能・取引遅延が生じる場合

1. 依頼を受けた取引につき、次の各号の場合は当該取引が取消されたものとみなします。

(1) 普通預金口座につき、お客様から支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続をとったとき。

(2) 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。

2. 依頼を受けた取引につき、次の各号の事由により取引遅延、不能等が生じた場合、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

(2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(3) 当金庫以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由により取引不可能となったとき。

第7条 各店舗窓口における本人確認方法

各店舗窓口における本人確認方法は、次による方法の他、もしくは当金庫所定の方法のいずれかにより行います。

1. キャッシュカードの認証BOXでの暗証番号とお届出印の照合。

2. 写真付本人確認書類のご提示とお届出印。

3. 普通預金残高が1万円以下であれば、キャッシュカードのご提示と写真付本人確認書類。

第8条 暗証番号等の管理

1. 暗証番号は厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。

2. 暗証番号を失念した場合は速やかに当金庫まで当金庫所定の書面により届出てください。当金庫への届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。ただし、損害の発生が不正な振込等によるものである場合、お客様は、本規定第26条による補てんの請求を申出ることができます。

3. 当金庫から暗証番号等の本人確認情報をお知らせしたり、取引に関係なくお聞きすることは、ありません。

第9条 払戻請求書・振込依頼書等の徴求

残高証明書発行手数料等、各種手数料の支払は、預金規定等にかかわらず、払戻請求書の提出は不要とし、当支店のお客様名義普通預金口座から当金庫所定の方法により引落します。

第10条 通知・照会の連絡先

1. 取引の依頼内容等に関し、当金庫よりお客様に通知・照会する場合には、届出のあった住所、電話番号を連絡先とします。

2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条 夢ネット支店専用普通預金取引

1. 当支店で開設した普通預金口座は、定期預金の満期時の預金利息を自動入金する口座として使用します。
2. 普通預金の取引制限
 - (1) 公共料金の引落としや給与振込等の入金口座としてのご利用はできません。
 - (2) 総合口座としてのご利用はできません。
 - (3) 普通預金のキャッシュカードについて代理人カードの発行はいたしません。
3. 普通預金口座への入金
 - (1) 当金庫または当金庫と提携している金融機関のATMを利用して、キャッシュカードにより現金を入金することができます。
 - (2) 当金庫の窓口営業時間内に当支店以外の当金庫の本支店の窓口でキャッシュカードを提示し、当金庫所定の用紙に所定事項を記入することにより、窓口で普通預金口座に現金または小切手等を入金することができます。
 - (3) 当支店以外の当金庫本支店からの振込み、または他金融機関からの為替による振込金を受入れることができます。
4. 普通預金口座からの出金
 - (1) 当金庫または当金庫と提携している金融機関のATMを利用して、現金出金または振込みをすることができます。
 - (2) 当支店または当金庫所定の方法で定期預金の解約依頼を受けた場合、定期預金の解約元利金は一旦普通預金に入金した後、普通預金残高と合わせてお客様ご指定の預金口座へ振込みます。
 - (3) 第7条に定める本人確認を行うことにより、各店舗窓口でのご出金も可能とします。
5. 普通預金口座の解約
 - (1) 定期預金口座に定期預金残高がある状態で普通預金口座のみを解約することはできません。
 - (2) 当支店または当金庫所定の方法で普通預金口座の解約依頼を受けた場合、解約元利金はお客様ご指定の預金口座へ振込みます。
 - (3) 普通預金残高が1万円以下であれば、キャッシュカードと写真付本人確認書類を店舗窓口にご提示いただくことで、解約元利金をお支払いします。

第12条 定期預金取引

1. 各店舗窓口における定期預金の解約
当金庫所定の方法により、各店舗窓口で定期預金の解約依頼を受付けた場合、以下の通り取扱います。
 - (1) お客様ご指定の預金口座に解約元利金を振込みます。
 - (2) 各店舗扱いのご本人様名義の商品に振替えることもできます。
2. 満期前解約
当金庫がやむを得ないものと認め、定期預金を満期日前に解約する場合は、変動金利定期預金規定（期間3年）第3条（利息）に定める満期前解約利率を適用いたします。

第13条 定期預金・普通預金解約元利金の振込取引

1. 当支店または各店舗窓口で受付した定期預金または普通預金の解約元利金の振込みは次の通り行います。なお、振込先の預金口座は当金庫または国内の他の金融機関のお客様と同一名義の口座に限ります。

- (1) 定期預金のみを解約する場合、定期預金の解約元利金は、お客様名義の当支店普通預金口座に入金した後、普通預金残高と合わせてお客様ご指定の預金口座に振込みます。
 - (2) 定期預金と普通預金を同時に解約する場合は、定期預金の解約元利金をお客様名義の当支店普通預金口座に入金した後、普通預金解約元利金とともにお客様ご指定の預金口座に振込みます。
 - (3) 定期預金の残高はなく、普通預金口座のみを解約する場合は、普通預金解約元利金をお客様ご指定の預金口座に振込みます。
2. 解約元利金の振込先口座は、お申込時に「定期預金解約などの場合に元利金をお戻しする口座」としてお客様が指定された口座、または解約依頼の都度お客様が指定されたお客様ご本人名義の口座とします。
 3. 1回の解約依頼についてお客様が指定できる振込先口座は1口座のみとします。
 4. お客様の依頼に基づき当金庫が発信した振込につき、振込先の金融機関から当金庫に対して振込内容の照会があった場合には、当金庫は依頼内容についてお客様に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当金庫の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
 5. 振込先金融機関から振込指定口座なし等の事由により振込資金が返却された場合は、振込資金を普通預金口座に入金します。
 6. 該当の振込指定口座に振込金の入金が行われていない場合は、当支店または各店舗窓口にご連絡ください。

第14条 依頼内容の変更および組戻し

1. 当金庫から振込先の金融機関に対して振込発信した後、お客様が当該振込の依頼内容の変更（以下「訂正」といいます。）または振込依頼を取りやめること（以下「組戻し」といいます。）を依頼する場合は、当金庫所定の方法により速やかにご連絡ください。この場合、当金庫は振込依頼の時と同様の方法で本人確認をさせていただきます。ただし、当金庫所定の振込訂正・組戻し依頼書の提出は不要といたします。
2. 当金庫は、お客様からの依頼に基づき、訂正依頼および組戻し依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。
3. 組戻し依頼により、振込先金融機関から返却された振込資金は、当支店普通預金口座に入金します。
4. 訂正依頼および組戻し依頼を受けた場合、振込資金が入金済の場合等で組戻しができないことがあります。
5. 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の振込組戻し手数料を普通預金口座から引落します。ただし、組戻しができなかつたときは、振込組戻し手数料は徴求いたしません。

第15条 通帳、証書の発行

当支店で開設した預金口座については、通帳（または証書）の発行はいたしません。

第16条 取引内容の確認

お客様と当金庫との間で取引内容について疑義が生じた場合は、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第17条 残高証明書

取引の残高証明書を必要とされる場合は、当金庫所定の方法によりその都度当支店にお申出ください。なお、当金庫所定の手数料をいただきます。

第18条 ネットバンキングサービスの取扱い制限

当支店で開設した預金口座は、京信インターネットバンキングのサービス利用口座として登録することはできません。

第19条 総合口座の取扱い

当支店で開設した普通預金口座、定期預金口座は総合口座として利用することができません。

第20条 マル優の取扱い

当支店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

第21条 京信ポイントサービスの取扱い

京信ポイントサービスのお取扱いはいたしません。また、当支店の取引は当支店以外の当金庫本支店におけるポイントサービスの他店登録対象とはなりません。

第22条 届出事項の変更等

1. 紛失、変更の届出

キャッシュカード、申込書に使用した印章の紛失・盗難、または住所、氏名、印章、暗証番号、電話番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに、電話等により当支店、または各店舗窓口のいずれかに連絡するとともに、別途書面にて当支店または各店舗窓口へ届出てください。なお、当金庫ATMにてキャッシュカードの暗証番号を変更する場合は、書面による届出は不要です。

2. 届出の効力

前項の届出以前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。また電話等により連絡を受けた場合でも、当支店における必要な手続が翌営業日となった場合、それによって生じた損害についても当金庫は責任を負いません。

3. 通知および書類の発送

届出の住所、氏名に通知または書類を発送した場合には、到達が遅延または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。なお、届出の住所、氏名に通知または書類を発送し、これらが未着で当支店に返送された場合、当支店は通知または書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。また、返送された送付物に関し当支店は保管責任を負いません。

4. 印章やキャッシュカードを失った場合の預金の払戻・解約は、当金庫所定の手続きが完了した後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第23条 譲渡、質入れ等の禁止

1. 当支店との取引に基づくお客様の権利・預金およびキャッシュカードは、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
2. 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合は、当金庫所定の書式により行います。

第24条 解約等

1. お客様は、当支店または各店舗窓口所定の方法により当支店との取引を解約することができます。
2. お客様について本条第3項で定める事由が生じた場合、当支店は以下の取扱いを行うことができます。
(1) お客様に事前に通知することなく直ちに当支店取引の全部または一部を停止すること。

(2) お客様が当支店にお届けの住所・氏名に宛て書面による通知をすることにより、お客様と当支店取引の全部または一部を解約すること。この場合、到達のいかんにかかわらず、当支店が解約の通知を届出のあった住所・氏名に宛て発信したときに解約されたものとします。

3. 前項で定める事由は以下の通りです。

(1) 相続の開始があったとき

(2) 普通預金口座および定期預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき

(3) 住所変更の届出を怠るなどにより当金庫においてお客様の所在が不明となったとき

(4) 当金庫に支払うべき手数料の支払がなかったとき

(5) 支払停止、破産、民事再生手続開始等の申立があったとき

(6) 仮差押、保全差押または差押の命令、通知があったとき

(7) 本取引規定または当金庫の取引規定に違反したとき

(8) 当支店で開設した預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(9) 当金庫で定める一定の期間に預金者による預金口座の利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがないとき

4. 前項のほか、次の各号の一にても該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当支店はお客様との取引を停止し、またはお客様に通知することにより当支店取引を解約することができるものとします。

(1) 「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

①暴力団

②暴力団員

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

⑥その他上記①から⑤に準ずる者

(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

⑤その他上記①から④に準ずる行為

5. 上記第2項から第4項の理由により当支店の預金取引が停止されその解除を求める場合には、当支店に申出てください。また預金口座が解約され預金等が残る場合については、当該金額をお客様ご本人名義の口座に振込むことでお客様に対するすべての責任を免れることができるものとします。

第25条 通信回線等を経由した情報漏えいについて

当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線その他の通信回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客様の暗証番号等、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、お客様は、本規定第26条による補てんの請求を申出ることができます。

第26条 暗証番号等の盗用等による振込等

1. 盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当金庫に対して第2項に定める補てん対象額の請求を申出ることができます。
 - (1) 暗証番号等の盗取または不正な振込等に気づいてから速やかに、当金庫へ通知が行われていること。
 - (2) 当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること。
 - (3) 当金庫に対し、警察署等への被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを示す等、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力していること。
2. 前項の請求がなされた場合、不正な振込等がおお客様の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた不正な振込等にかかる損害およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
3. 第1項、第2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、暗証番号等の盗取された日（暗証番号等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - (1) 不正な振込等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ①不正な振込等がおお客様の重大な過失により行われたこと。
 - ②お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。
 - ③お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - (2) 暗証番号等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
5. 当金庫が不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます。）について、お客様に払戻を行っている場合には、この払戻を行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客様が、不正な振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
6. 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金にかかる払戻請求権は消滅します。
7. 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第27条 顧客情報の取扱い

1. 当金庫の取引に関し、当金庫は顧客情報を当金庫の本支店、子会社、関連会社、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは規制当局により、顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うものとします。
2. お客様がキャッシュカードをご利用になるとき、お客様はそのサービス提供に必要なお客様の情報を提携先に提供することを承認されたものとして取扱います。

第28条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
4. 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
5. 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第29条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、各取引に係る規定により取扱います。

第30条 規定の変更

1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第31条 準拠法・合意管轄

1. 本契約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本契約に関する訴訟については、当金庫本店または当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2025年4月1日現在